

道路占用許可申請書の記入方法

提出書類 道路占用許可申請書、位置図（地図）、平面図、断面図、保安図、現場写真などを2部提出してください。
通行止め・車両通行止め・時間外工事（注意事項を参照）・法定外公共物の占用の場合は、自治会長の同意書を添付してください。
開削工事をする場合は、各設置者との地下埋設物の確認書と、道路の復旧断面図を添付してください。
（確認先の例）NTT、中国電力、山口合同ガス、水道局、工業用水道 など
変更や更新をする場合は、前回の道路占用許可指令書の写しも提出してください。

～申請書の記入方法～

住 所	占有する人の住所又は法人名を記入してください。
氏 名	占有する人の氏名（法人名又は代表者名）を記入してください。押印は不要です。 電柱や防犯灯、乗り入れ口といった継続的な物件や構造物の占用については、施主など施工終了後の所有者（管理者）の情報を記入してください。 工事用車両や工事用看板、イベントといった一時的な占用については、工事発注者や施工業者、主催者などの情報を記入してください。
担 当 者	申請書を提出する人（又は受け取る人）の氏名と電話番号を記入してください。
占有の目的	道路を占有する目的を記入してください。 （例）家屋新築工事の為、電柱設備点検の為、〇〇イベント開催の為 など
路 線 名	周南市ホームページの周南市民公開型GIS【しゅうなんデジタルまっぷ】から「市道情報」にてご確認ください。 緑色の破線は認定路線外道路ですので、公図を調べて底地が周南市であれば、法定外公共物の様式で申請してください。 占有する道路が載っていない場合は法定外公共物などの可能性があります。 分からない場合は道路課へお問い合わせください。
場 所	占有する場所の住所を記入してください。 （例）周南市〇〇町〇丁目〇番〇号 地先 など
名 称	占有する物件の名称（設置・埋設・架空するもの）を記入してください。 （例）足場、工事用車両、保安施設、水道引込管、防犯灯、乗り入れ口 など
規 模	占有物件の規模を記入してください。 管類・・・（例）Φ150mm（太さ） 足場、工事用車両、乗り入れ口など・・・〇m×〇m（縦横の長さ） 防犯灯・・・H=〇.〇m（高さ）
数 量	占有物件の数量を記入してください。 管類・・・L=〇.〇m（延長） 足場等・・・〇〇㎡（面積） 工事用車両・・・〇台 保安施設（工事用看板、コーン、バリケードなど）・・・一式 防犯灯・・・〇本
構 造	工事用車両など、道路を一時的に占有する場合は記入不要です。 （例）防犯灯・・・鋼管柱（ポール）

占用の期間 占用する期間を記入してください。
足場や工事用車両などの占有は原則3ヶ月以内とします。必要があれば更新してください。
(例) 令和3年6月1日 から 令和3年6月30日 まで

管類や防犯灯、乗り入れ口など、継続的な物件や構造物の占有は最長で5年間の許可を受けることが可能です。

(例) 令和3年6月1日 から 令和8年3月31日 まで

工事の期間 工事する期間を記入してください。記入方法は占用の期間と同じです。
イベントなどで工事をしない場合は空欄にしてください。

道路の復旧方法 原則、原状復旧とします(但し、舗装復旧基準図の舗装構成を最低厚とします)。
なお、現状の舗装構成が不明な場合、あるいは特殊な舗装の場合は、試掘等による調査を行うか、道路管理者との協議により指示のあった舗装構成によって復旧することとします。
万が一工事によって道路が傷んだ場合は補修してください。
掘削して当日に本復旧できない場合は、必ず常温合材などで仮舗装をしてください。砕石などは不可とします。
本復旧は掘削線の周囲25cm(路盤厚)以上の範囲とします。

工事実施の方法 工事に伴う通行規制の方法を記入してください。
(例) 通行止め、車両通行止め、片側交互通行規制、車線規制、歩道規制 など
※車両通行帯として2.5m以上、歩道通行帯として1.0m以上確保してください。
確保できない場合は通行止め・車両通行止めとし、自治会長の同意書を添付してください。

～注 意 事 項～

時間帯について 市街化区域内において通行止めや車両通行止め規制を伴う場合は9時から16時30分まで、通行止めや車両通行止め規制を伴わない場合は8時30分から16時30分まで、市街地区域外においては8時から17時までとします。
それ以外の時間に工事などを行う場合は自治会長の同意書を添付し、備考欄に時間を記入してください。
(例) 20時～翌6時

排水管の占有について 排水管などの占有によって他の権利が侵害される恐れがある場合は、水利権者などの同意書を添付してください。
雨水排水については、下水道管、排水管、河川に放流することを原則とします。
排水先がない場合は事前に道路課にご相談ください。

地下埋設物の土被り 地表から60cm以上確保してください。勾配の影響などで土被りを確保できない場合は、管の構造を変えたり、補強をすることで認められる場合がありますので、道路課にご相談ください。

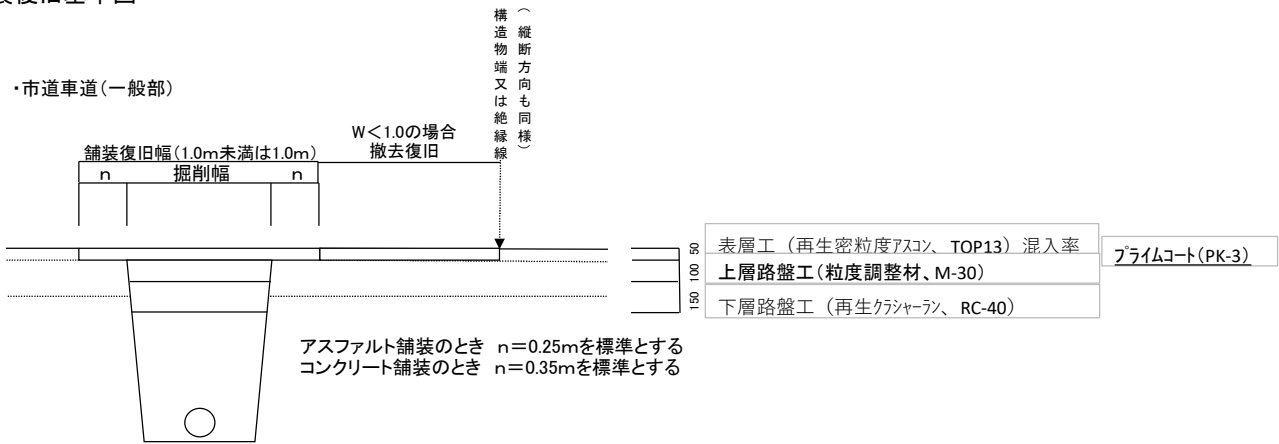
上空の占有について 道路の上空の占有は、車道4.5m、歩道2.5m以上の高さを確保してください。

完 成 届 占有した内容や物件・構造物の寸法が分かる工事写真を添付してください(1部)。
舗装復旧では適切な舗装厚や施工方法を確認できる写真も添付してください。

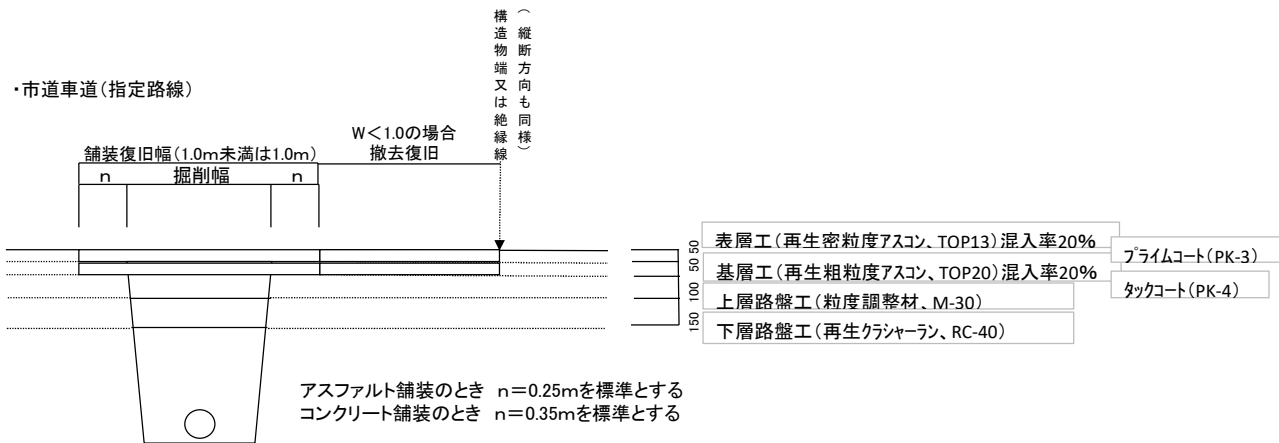
廃 止 届 管類や乗り入れ口などが不要になった場合は、廃止届(添付書類:位置図、施工図、保安図 など)の提出が必要です(2部)。
承認後、速やかに原状復旧(管類の撤去など)を行ってください。

舗装復旧基準図

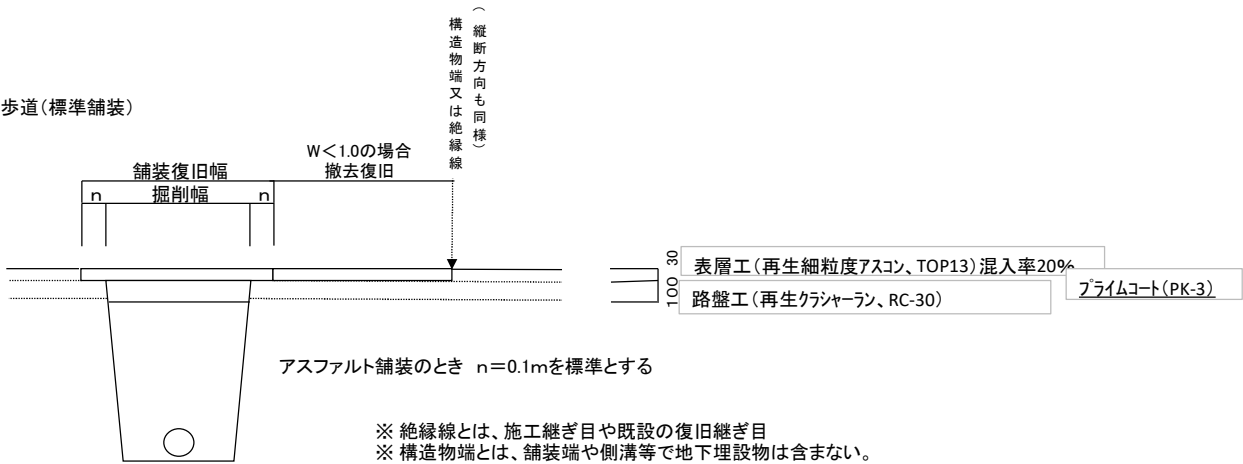
・市道車道(一般部)



・市道車道(指定路線)



・歩道(標準舗装)



・市道車道(既設舗装厚20cm以上の場合) ※コンクリート舗装を除く

